

## ごあいさつ

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。これには「戦争の世紀」と呼ばれた20世紀を踏まえ、21世紀を平和と人権が尊重される世紀にしたいとの人々の願いが込められており、人権が尊重された社会を確立するため、人権を尊重し擁護するための諸制度の整備やさまざまな取組が積極的に進められています。

阿南市においても、「人権の尊重」を市政の重要施策に位置付け、すべての市民がお互いの人権を尊重し合い、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちあふれた人権尊重のまちづくりを推進するため、平成17年（2005年）10月に「阿南市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、人権施策を総合的、効果的に推進する基本方針として「阿南市人権施策基本方針」を策定し、積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、市民の人権に対する意識と理解は確実に高まってきている一方で、人権問題はますます多様化、複雑化しており、依然として同和問題をはじめとするさまざまな人権問題が存在しています。特に、近年では、子どもや高齢者、障がい者など社会的に弱い立場に置かれている人々に対する虐待やインターネットでの誹謗中傷、家庭内での暴力等、外部から見えにくいところでの人権侵害が深刻な社会問題となっており、今後とも、さまざまな人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取組が求められています。

そこで、このような課題や新たな法令施行などを踏まえ、「阿南市人権尊重のまちづくり条例」の一部を改正するとともに、基本方針の見直しを行ったところであり、住んでいて良かったと実感できる人権尊重のまちづくりの実現に向けてなお一層取り組んでまいります。

結びに、この基本方針の改訂に当たり、熱心に御審議いただきました阿南市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、関係者に深く感謝を申し上げますとともに、本方針の実現に向けて市民の皆様方のより一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年（2020年）3月

阿南市長 **表原 立磨**